

【令和5年度入学予定児童保護者対象】

入学準備説明会

令和5年2月2日（木）



朝霞市立朝霞第四小学校

入学準備説明会次第

14:45～15:45

司会 主幹教諭

(封筒中身確認)

- 1 学校概要 校長
- 2 入学にあたって 1年担任
 - (1) 入学までに
 - (2) 服装について
 - (3) 学用品について
 - (4) 登下校・通学班について
 - (5) お迎え当番についてとお願い
- 3 なかよし学級 各担当
- 4 HUG・きこえとことばの教室について 各担当
- 5 学校保健等について 養護教諭
- 6 学校給食について 栄養士
- 7 就学援助について 教頭
- 8 入学式について (別紙) 教頭
- 9 PTA活動について PTA
- 10 その他 (質疑応答等) 1年担任等

※終了後、地区及び通学班 (集合場所、集合時刻) の確認があります。

2 入学にあたって

(1) 入学までにできるようにしておいていただきたいこと

小学校入学を前に、保護者の皆様や入学予定のお子様は、期待と不安が入り混じっているのではないのでしょうか。学校は静かに話を聞いたり、友だちと一緒に活動したりする場面が多々あります。集団生活をスムーズにスタートするために、以下のことについてご家庭でお子様とお話してください。



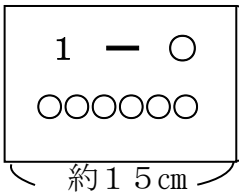
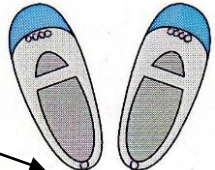
- ① 人の話は目を見て、終わりまで聞く。
- ② 返事やあいさつを、大きな声できちんとする。
- ③ わがままを言わずに、友だちと仲良くする。
- ④ 自分の名前を読んだり書いたりする。
- ⑤ 身のまわりの整理整頓をする。(衣服をたたむ。使った物を片付ける。)
- ⑥ トイレを上手に使う。
- ⑦ 食事はこぼさずに、好き嫌いをしないで食べる。(20分が目安になります。)
- ⑧ 早寝早起きをする。







(2) 服装について

- ・衣服は、自分で着脱できるもの、動きやすいものにしてください。
- ・ハンカチ・ティッシュなど持ち物(衣服も含めて)には、全て氏名をひらがなで書いてください。

(3) 学用品について

- ① 入学までにご家庭で用意していただくもの 1つ1つにひらがなで記名してください。

1	ランドセル	シンプルな物で、出し入れの簡単な物	
2	通学用安全帽子 ★学校指定	・黄色。男子は野球帽型、女子は登山帽型 あごひもと下校班の地区別リボンは、縫い付けてください。 学童の児童は、リボンに黒マジックで線を入れてください。	
3	体育着 ★学校指定	白色の丸首半そで・紺色のクォーターパンツ・つば付きの紅白帽子 白い布に油性マジックで記名して縫い付けてください。	
		 約12cm 約15cm 体育着の前正面に縫いつけてください。	
4	体育着袋	脱いだ服を入れたり、冬場は長袖トレーナーを入れたりします。	
5	上ばき	外ばきと区別のつく物を用意してください。 上ばきは白地のもので名前を記入してください。	
		前と後ろに名前を書いて下さい。	

6	上ばき袋	全長を30～40センチにしてください。	
7	手提げ袋	体育着袋と上ばき入れを入れる手提げ袋です。横40cm×縦30cmぐらいが必要です。	
8	運動靴	通学には運動靴を着用してください。(体育の授業でも使用するため)	
9	給食セット	箸・スプーン・ランチマット・マスク、ミニタオル(口を拭く用)を袋に入れてください。 ランチマットは30cm×40cmより大きいサイズがいいです	
10	傘	傘は、自分で開閉できる物を選んでください。 ※名前は、下ろくろ に書いてください。	
11	防災頭巾・頭巾カバー	カバーは座布団タイプと椅子の背もたれに掛けるタイプがあります。お尻が痛くなるので座布団タイプを推奨しています。	
12	筆箱	箱型で鉛筆が固定できるもの。 缶ペン・ファスナータイプは不可。	
13	消しゴム	よく消える、白いもの	
14	クレパス	12～16色	
15	鉛筆	4B鉛筆4本 赤鉛筆1本(両方とも、あまり絵のついていないもの)	
16	油粘土・ケース	1kg程度(袋から出してケースに入れてください) ※粘土ベラは必要ありません。	
17	粘土板	幼稚園や保育園で使っていたもので可	
18	色鉛筆	12～16色	
19	はさみ	刃先が鋭利ではなく、ケース付きもの。	
20	鍵盤ハーモニカ	学校で購入のご案内をします。	

	幼稚園保育園で使用していたもので、そのまま使えるものは新たに購入する必要はありません。
--	---

- ② 学校で一括購入するもの
お道具箱・連絡帳・連絡袋・下敷き・のり・ノート類・名札・教材類
- ③ 配付予定のもの
防犯ブザー・交通安全ランドセルカバー

全てに氏名をひらがなで書いてください。

(4) 登下校・通学班について

事故防止のために、入学前に、お子さんと一緒に通学路を歩き、危険箇所の確認をお願いします。

【登校について】

- ① 通学班での登校です。
集合時刻になると通学班が出発してしまいます。間に合わなかったときは、安全のため、保護者が教室まで連れてきてください。
- ② 忘れ物に気づいても、途中から家に取りに帰らないようお話しください。
- ③ 欠席する場合には、登校班に連絡をお願いします。
連絡帳に欠席する旨・理由を記入し、班長に渡して下さい。学校への電話連絡は緊急の場合を除いて控えて下さい。なお、感染症の疑いのある場合は、電話でご連絡ください。

【下校について】

- ① 1年生は、地区ごとに小集団下校します。
- ② 習い事などに、学校から直接行くことはできません。
- ③ 4月21日（金）までの8日間は、**地区別のお迎え当番の方（保護者）**が先頭で下校します。
- ④ 4月24日（月）以降は、子供たちが先頭を歩きます。お迎え当番の方は見守りをお願いします。

当番の方は、学校から地区ごとの解散場所まで子供たちの下校のお手伝いをお願いします。（学童に行く場合は結構です。）お迎え当番になった方はIDカード（名札）の着用をお願いします。

お当番以外の保護者の方は、**解散場所までお子様を迎えきてください。**

解散場所までお迎えに行けない場合は、代理の方をお願いします、子供が一人で帰ることがないようにして下さい。

地区	解散場所	リボンの色
膝折・膝折団地・宿	稲荷神社 有料駐車場前	赤
末無川A	江戸政寿司 駐車場前	青
末無川B	膝折市民センター 前	水色
緑ヶ丘	緑ヶ丘公園	黄緑
上の原・幸町団地	幸町団地内 公園 朝霞西高前手押し信号手前	ピンク
旭通り	関口幸町駐車場 前	黄
青葉台公園B	手押し信号の階段 上	黄
青葉台公園A	ながみね布団店 前	緑

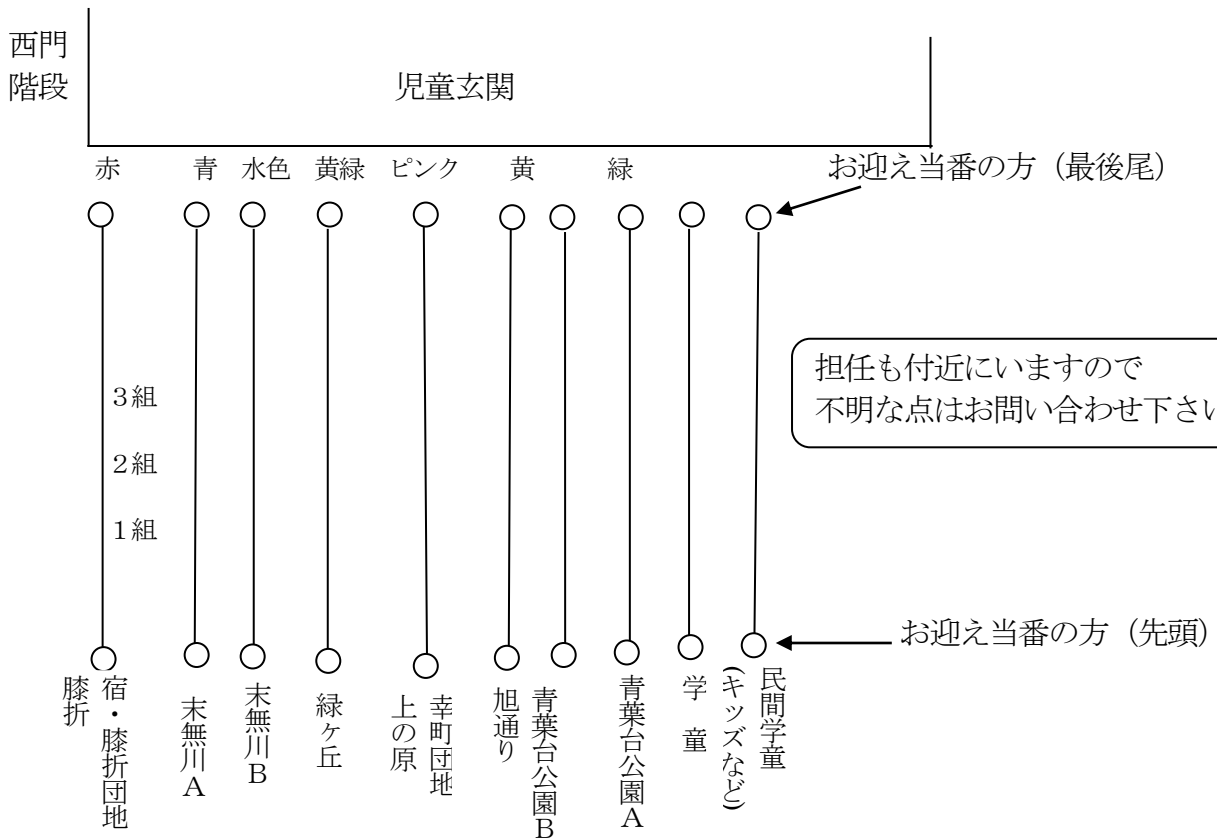
【その他】

- ・班のお友達・交通指導員さんなどに進んであいさつをするように声をかけて下さい。
- ・学校を早退する場合は、お迎えに来ていただきます。
(児童だけの下校は安全確保ができないため、できません。)

- ・後日、地区委員さんより班員構成・集合場所・集合時間・通学路・約束等の連絡があります。
- ・欠席連絡の連絡帳は、班長や近所のお友達を通して返却します。留守の場合は、ご自宅のポストに入れさせて頂く場合があります。

(5) お迎え当番についてとそのお願い

- 1 下校予定時刻5分前に昇降口前にお集まり下さい。
- 2 下図のように並んで、地区ごとに子どもたちの人数確認をお願いします。
※1年の担任も一緒におこないます。



- 3 地区ごとに人数の確認が済み次第、子供たちの列を前後ではさんで下校して下さい。
- 4 それぞれの地区の解散場所付近まで一緒に下校し、解散して下さい。

令和5 年度お迎え当番表

子どもたちの安全な下校のために、ご協力をよろしくお願い致します。

(緑ヶ丘) 地区

日	曜日	学校行事など	下校予定時刻	当番者名	
11	火	入学式		/	
12	水	3時間授業	11:40		
13	木		11:40		
14	金		11:40		
17	月		11:40		
18	火		11:40		
19	水		11:40		
20	木		11:40		
21	金	慣らし給食 4時間授業	13:30		
24	月	慣らし給食 4時間授業	13:30		
25	火	通常給食 4時間授業	13:30		
26	水	5時間授業	14:40		
27	木		14:40		
28	金		14:40		

4月中は8つの地区を1年担任も交代しながら見守りをします。詳細については、4月に配布される学年からのお知らせをご確認下さい。

★お子さんの通学班

※通学班名簿等でご確認ください。

地区・通学班名	
集合場所	
集合時刻	

4 ^{ハグ}HUG (朝霞市通級指導教室) について

1 通級指導教室とは

通級指導教室の正式名称は、「発達障害・情緒障害通級指導教室」です。この通級指導教室とは、学校生活をよりよいものにするためにお手伝いをする教室です。朝霞市内の小学校の通常の学級に在籍し、決められた曜日・時間に在籍学級の授業の代わりに通級指導教室で学習するために、児童が保護者と共に通います。

学習している主な内容は「気持ちを調整する学習」「からだを上手に使う学習」「目や耳、指などを上手に活用する学習」「コミュニケーションの学習」です。得意なことを伸ばし、苦手なことにもチャレンジできるようにしています。

2 指導のねらい

- ①コミュニケーション能力を高め、豊かな人間関係を築くことができる力を育む指導。
- ②場面への理解を深め、状況に応じて感情・言動をコントロールできる力を育む指導。
- ③できる自分を発見させ、自信を持って豊かな生活を送ることができる力を育む指導。

- 自己認識の向上 ○情緒の安定 ○注意集中の向上
- 学習意欲の形成・苦手意識の支援 ○基礎的な学習ルールの獲得
- コミュニケーションスキルの獲得 ○対人意識の高揚

3 指導の方法

- ◇通常の学級で学習しながら、週に1回～隔週1回程度、通級指導教室で指導します。
- ◇学習は基本的には先生と1対1で行い、一人ひとりに合わせた内容で学習しています。
- ◇保護者の方の願い、在籍学級の担任の先生の願いを参考にしながら、効果的な指導を行います。

4 通級指導教室の対象児童

通級指導教室の対象になる児童は、通常の学級に在籍する児童で、全般的な知的能力の発達に大きな遅れはないが、読む、書く、計算する、などの特定の学習に遅れが目立ったり、また学校・社会で必要なコミュニケーション力が未発達であったり、活動性が高いために、集団での生活の中でずれが起こったりして学校生活において不利益が生じている児童です。また、朝霞市就学支援委員会において、発達障害・情緒障害通級指導教室対象児童と判断され、保護者が送迎・参観が可能な児童が対象です。

通級指導教室への入級・退級の判断は、就学支援委員会にて行われます。

5 申し込みから通級指導教室の決定までの流れ

○保護者または在籍校から教育委員会・教育相談室に相談

↓ ↓ ↓

- 指導主事と基礎面談 ○臨床心理士による発達検査等の実施
- 保護者面談 ○児童の観察による情報収集

↓ ↓ ↓

○朝霞市就学支援委員会による通級の判定

↓ ↓ ↓

- 保護者・学校への確認
- 在籍校から通級指導教室設置校への申し込み
- 通級指導の開始



HUG 抱擁
Human 人間
Understanding 理解
Glow 輝き

4 きこえとことばの教室について

きこえとことばの教室とは・・・

○聞こえやことばに課題を持つお子さんたちに、それぞれの課題に応じた支援をする通級指導教室です。

○指導は基本的に1対1の個別指導を行います。それぞれのお子さんの教育課程に位置づけて、授業として行われる教育です。

入級の対象となるお子さんは…

○聞こえにくいお子さん○

- ・補聴器や人工内耳をつけている。
- ・補聴器は付けていないが、聞き取りにくさがある。

- ☆補聴器や人工内耳を活用して、聞き取りの力を育てる。
- ☆基礎的な言語力を育てる。
- ☆難聴について学ぶ。
- ☆コミュニケーションの力を育てる。
- ☆必要な場合は教科の補充を行う。

○発音に誤りがあるお子さん○

- ・幼児音が残っている。
(がっこう→ダっとう すいか→チュいか)
- ・正しく発音できない音がある。
(こもったような音、息が漏れるような音) 鼻にかかる声など)

- ☆正しい発音を身に付ける。
- ・誤り音の原因となる口唇や舌のくせをとる。
- ・正しい音の出し方を学習する。

○ことばがつかえるお子さん○

- ・話す時に音を繰り返したり(カ、カ、カラス)、伸ばしたり(カーラス)、つまったり(…ツカラス)する。
- ・話し始めに顔をしかめたり、手足で拍子をとったりする。

- ☆楽に話せるよう、話し方を練習する。
- ☆話すことへの自信を育てる。
- ☆吃音について学び、自己認識力を育む。

聞こえやことばについての相談は、随時行っています。相談のある方は、お気軽にご連絡ください

なかよし学級（特別支援学級）について

<学級の概要>

「特別支援学級」とは、特別な支援を必要とする子が個に応じた教育的支援を受けることができる少人数の学級のことを言います。本校には、知的障害学級と自閉症・情緒障害学級を設置しています。本学級では、自立活動や各教科などを合わせた指導、障害による学習や生活の困難を克服するための指導を児童のニーズに応じて行っています。

「一人一人に対応したきめ細かい指導」を心がけ、教材教具を工夫して指導効果を高めるよう努めています。

通常学級の児童と特別支援学級の児童が活動を共にする「交流及び共同学習」を行っています。「交流及び共同学習」は、特別支援学級の児童の自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会として設けられています。また、通常学級の児童にとっても、人に対する思いやりや優しさが育つという良い教育効果が得られています。

具体的な取り組みとしては、特別支援学級の児童が自分の該当学年のクラスに「交流学級」として入り、個々の状況に合わせた教科学習や、運動会・遠足・発表会などの学校行事、たてわり活動・給食交流会などの特活行事などに参加し、交流を深めています。

<なかよし学級の子どもたちへの接し方のお願い>

- 「おはよう」「さようなら」など、たくさん声かけをしてください。その際、あいさつを返せない子どももありますが、うれしい気持ちは感じています。
- 困っていそうなときには声をかけ、なかよし学級まで連れてきていただけると助かります。
- 危険なことや悪いことなどをしていた場合はその場で注意してください。その際、大声で怒るのではなく、まず止めて、これはいけないことだと教えてください。そして、必ずなかよし学級の担任にもそのことを教えてください。
- 特別支援学級といっても特別な子どもと考えるのではなく、同じ四小の一員です。自分たちの仲間の一人だという気持ちで温かく接していただけるとありがたいです。

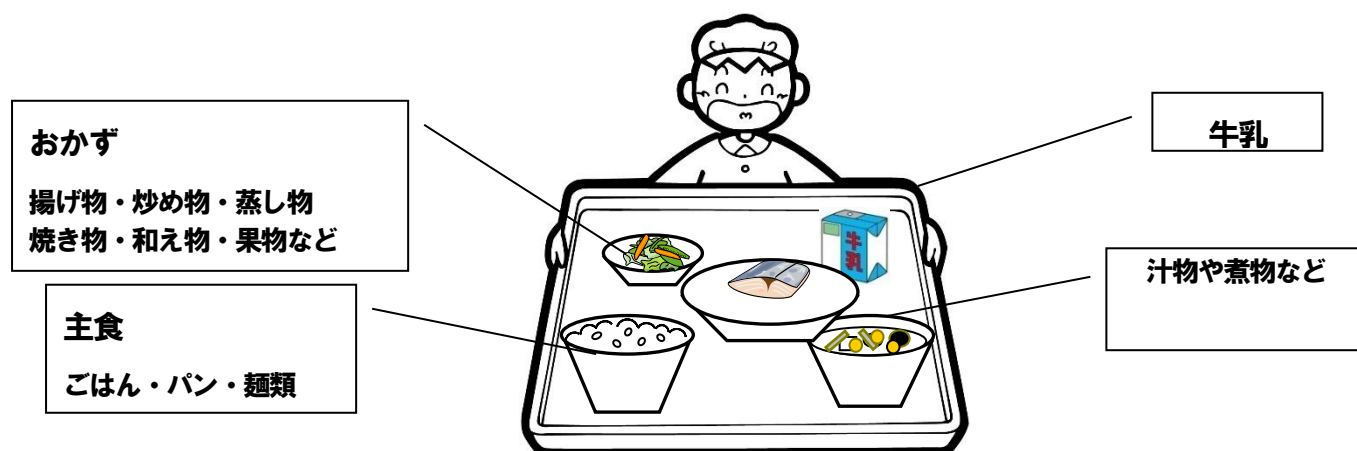
<来年度なかよし学級に入級される方へ>

基本的には通常の学級と同じものをご用意いただきます。その他、なかよし学級で使用する用具等の説明もごさいますので、入学説明会終了後、なかよし学級にお寄りください。

◇◆ 学校給食について ◆◇

〈学校給食の内容〉

主食・牛乳・おかずの組み合わせで果物やデザートも取り入れています



〈楽しい給食時間にするために〉

学校給食は、食べ物や栄養、食事のマナーなどを学ぶ場です。楽しい給食時間を過ごせるように、ご家庭でも次の点を指導してください。

1 食事の前に手をきれいに洗いましょう

石けんを使って、ていねいに洗い、ぬれた手はきれいなハンカチでふきましょう。毎日清潔なハンカチを持たせてください。



2 感謝の気持ちをこめて食事のあいさつをしましょう

食べ物の命や、食べ物を作ってくれた人などに感謝の気持ちをこめて、「いただきます」と「ごちそうさま」のあいさつをしましょう。



3 時間を守りましょう

給食時間は、準備・片付けを入れて50分です。食べる時間は、20分程度となります。おしゃべりに夢中になっていると、時間内に食べ終わることができません。食事の時間は、食事に集中できる環境づくりが大切です。コロナ禍では、感染対策で机を前向きにして「黙食」を実施していましたが、令和4年11月29日からは、大声を控えた会話はできるようになりました。

4 正しい姿勢、正しいおはしの持ち方で食事をしましょう

正しい姿勢で食べることで、消化によいだけでなく楽しい食事につながります。おはしも正しく持てるようになると、食事に時間がかからなくなります。ご家庭でも練習しておいてください。



5 好き嫌いをなく何でも食べられるようにしましょう

給食では、成長期である児童の健康を考えて、さまざまな食材を使い、幅広い内容の食事になるよう工夫しています。今のうちからいろいろな食材に食べ慣れておきましょう。

〈食物アレルギーの対応について〉

朝霞市では、「朝霞市学校給食における食物アレルギー対応基本方針」に基づきアレルギー疾患

を有する児童に対し、以下のアレルギー対応を行っております。

ただし、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出が必須となります。なお朝霞市では、食物アレルギー対策として、そば・びわ・キウイフルーツ・ピーナッツ・アーモンド・カシューナッツ・くるみ・生卵は使用していません。

○除去食対応・・・学校での除去が可能であるもの。

除去食可能食品：加工品以外の卵、乳、種実類、えび、いか、貝

スケジュール

① 対応に必要な書類（下記）を2月24日（金）までに栄養士に提出

・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

※主治医に記入していただく書類です。あらかじめ医療機関での受診が必要となります。

・対応依頼書

・食物アレルギー事前調査票

② 後日、学校と保護者で個別面談（4月入学後、給食が始まる前まで）を実施し、対応等を検討します。

○米飯代替提供事業・・・小麦、乳類の食物アレルギー疾患を有するため、主食であるパン類または麺類を食することができない児童に対し、米飯を提供します。

○献立一品ごと還付事業・・・小麦、卵、乳等の食物アレルギー疾患を有するため学校給食で提供される給食の全部または一部を食べることができない児童に対し、食べなかった分の給食費を還付します。

※米飯代替提供事業、一品還付事業については、それぞれ申請が必要になります。詳細については、学校給食課から配付されている説明資料をご確認ください。

★希望する方は、本日の説明会終了後、書類を栄養士まで取りに来てください。

〈給食費について〉

保護者負担の学校給食費は、すべて食材の購入費として使用しています。

給食費の納入金額や支払い方法などの詳細は、学校給食課から配付されている説明資料をご確認ください。

保護者のみなさまへ

就学援助制度のお知らせ

年度当初からの援助をご希望の方は、4月3日(月)から5月31日(水)までに申請してください。

朝霞市では、経済的理由により教育の機会が失われないように、公立の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者の方に、学用品費の一部や学校給食費などの援助を行っています。

この制度による援助を希望される方は、下記事項を確認のうえ、申請してください。

小学校入学前に申請をし、援助を受けた方に関しても、入学後の援助を希望される場合は再度の申請が必要です。

1 認定要件

朝霞市内に住所を有し、公立の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者であり、下記の①から⑦のいずれかに該当する方。(新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変した方はご相談ください。)

①経済的に困り、世帯全員の前年の年間総所得(給与所得のほか、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、一時所得などがある場合、その合計額)が認定基準範囲内の方。

下表は一例です。実際に認定基準範囲内であるかどうかは、世帯人員の年齢・世帯構成・家賃の有無などにより異なりますので、ご注意ください。

〈認定基準範囲内の世帯の年間総所得の例(令和4年度認定基準参考)〉

世帯人員	世帯構成	世帯の年間総所得
2人	母(30歳) 子(7歳) [家賃なし]	230万円程度
3人	父(37歳) 母(35歳) 子(11歳) [家賃月7万円]	360万円程度
4人	父(39歳) 母(36歳) 子(11歳) 子(8歳) [家賃月8万円]	420万円程度
5人	父(42歳) 母(40歳) 子(14歳) 子(11歳) 子(8歳) [家賃なし]	380万円程度

※前年(令和4年分)の年間総所得により判定が行われます。

②生活保護が停止または廃止された方。

③市民税が非課税または減免の方。

④個人事業税または固定資産税が減免の方。

⑤国民年金の保険料または国民健康保険の保険税が減免の方。

⑥児童扶養手当を受けている方。

⑦生活福祉資金の貸付を受けている方。

※③・④・⑤・⑦の認定要件に該当する場合は、該当することのわかる決定通知書等の写しをご提出ください。

○認定時期について

令和5年5月31日(水)までに申請され、認定となった場合、認定日は4月1日となります。

(審査結果は、6月中旬以降に各家庭に郵送します。)

令和5年6月1日(木)以降に申請され、認定となった場合、認定日は申請月の翌月1日となります。

(裏面もご覧ください)

2 支給される費用（支給額は令和4年度のものであり、変更される可能性があります。）

※学校での集金・積立金等や給食費を立替えるために支給するものではありません。

※修学旅行費、林間学校費、校外活動費は行事实施後に、学用品・通学用品費は、各学期開始後に支給されます。

新入学児童生徒学用品費等 ※1 ※2	小学校1年	54,060円	小学校6年または 中学校1年	60,000円
学用品・通学用品費（年額） ※年度を通じての認定の場合	小学校1年	11,630円	小学校2年～6年	13,900円
	中学校1年	22,730円	中学校2年～3年	25,000円
学校給食費（年額） ※給食停止等されていない場合	小学校1年	43,300円	小学校2年～6年	46,200円
	中学校1年～2年	52,800円	中学校3年	48,000円
修学旅行費	対象学年	かかった経費に応じて援助します。		
林間学校費	対象学年	かかった経費に応じて援助します。		
校外活動費	小・中学校 全年	かかった経費に応じて援助します。		
医療費	学校の検診で治療勧告を受けた指定の疾患（軽度の虫歯、結膜炎、中耳炎等）での治療に対して医療券を交付します。			
交通費	全額（教育委員会で指定した場合のみ）			
体育実技用具費（柔道着） （認定後に購入したものに限り対象）	中学校1年	上限3,300円（生徒一人につき、一回の購入のみ）		

※1「新入学児童生徒学用品費等」は、年度当初から（4月1日）認定された方のみ支給対象となります。

※2「新入学児童生徒学用品費等」は、小学校は入学前に支給を受けた方、中学校は小学校6年生時に支給を受けた方は対象となりません。

3 申請に必要な書類等

申請には以下の書類が必要です。①から③の書類は、市内の各小・中学校または教育管理課で受け取れます。また、朝霞市ホームページからもダウンロードが可能です。

①令和5年度就学援助費受給申請書

- ・二重枠内に記入してください。学年や年齢は提出日現在で記入してください。
- ・援助費は原則として銀行口座振込みですので、保護者の口座の名義等を正確に記入してください。

②承諾書（記載内容を確認のうえ、提出日・住所・保護者氏名を記入してください。）

③世帯の家庭状況に関する調査書（調査内容・提出日・保護者氏名を記入してください。）

④保護者の銀行口座の名義、口座番号等がわかるもの（通帳等。①に記入されていれば必要ありません。）

⑤課税所得証明書または非課税証明書（令和5年1月1日以降に朝霞市に転入した方のみ。令和5年6月以降に前住所地が発行する令和5年度の証明書（家族全員の課税状況が把握できるもの）を取得し、教育管理課まで提出してください。①～③の書類提出と同時でなくても結構です。）

4 申請書類の提出先

児童生徒が在籍している小・中学校または朝霞市役所4階の教育管理課まで提出してください。

注意 朝霞駅前出張所・朝霞台出張所・内間木支所では申請できません。

5 申請上の注意点

①お子さんが小学校と中学校にそれぞれ通われている場合には、各学校分の申請書類が必要です。

②所得の申告をされていない方は審査ができません。必ず申告手続きを済ませてください。

【お問い合わせ】朝霞市教育委員会 学校教育部 教育管理課

電話：048-463-0793（直通）